

下水道工事特記仕様書

第1条 摘要範囲

本特記仕様書は、南アルプス市役所が発注する東部工業団地南エリア下水道管渠布設工事（1工区）（以下「本工事」という。）の施工に適用するものであり、本特記仕様書に明記なき一般事項は、最新版の山梨県県土整備部 土木工事共通仕様書によるものとする。

第2条 工事概要

本工事は、工業団地拡張整備事業の一環として南アルプス市鏡中條地内に、下水道管渠の築造を請負により施工するもので、その概要は下記のとおりである。

1 管渠概要

内 容	:	PRP ϕ 200mm、VU ϕ 200mm
勾 配	:	$i = 3.5\%$
管路延長	:	$L = 134.34\text{m}$

2 施工方法

管渠工法	:	開削工法、鋼製さや管推進工法
土留工法	:	建込簡易土留工法、軽量鋼矢板工法

3 マンホール築造工

0号人孔	:	2箇所（デザインMH蓋 T-25 1箇所）
1号人孔	:	2箇所（デザインMH蓋 T-25 4箇所）
2号人孔	:	1箇所（デザインMH蓋 T-25 1箇所）

第3条 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、約款第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、監督員に書面を提出し、確認を求めなければならない。

第4条 施工計画書

受注者は、工事請負金額が1,000万円以上の工事、又は工事請負金額が1,000万円未満の工事であっても、監督員が指示する場合は、施工計画・技術提案の記述した施工計画について、競争参加資格の確認結果通知時に「実施してはならない」と通知された提案を除き、施工計画書の（15）その他に記載し施工しなければならない。ただし、これによりがたい場合は、監督員への協議を経て、施工計画書を作成するものとする。

施工条件等の変更により、技術資料に記述した施工計画の内容に基づく施工が出来ない場

合は、監督員と協議するものとする。

第5条 工事測量

受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM）、縦断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。

第6条 凝議等

この特記仕様書に記載のない事項及び本工事施工にあたり凝議が生じた場合には、受注者は、監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

第7条 工期及び工程管理

工期は、雨天、休日等を見込み、契約の翌日から別途定める日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇のほか、作業期間内のすべての土曜日を含んでいる。ただし、やむを得ず休日に作業を行う必要がある場合は、監督員に届け出るものとする。

工程に大きく遅延が認められる場合は、速やかにその原因を把握し監督員に報告するものとする。

第8条 週休2日の適用について

本工事は、週休2日適用工事として、月単位の週休2日を標準として実施し、計画については施工計画書作成時に、実績については最終の現場閉所後速やかに打合簿により提出すること。取り扱いについては、山梨県の基準に準ずる。

第9条 関係法令等の遵守と手続き

工事施工にあたっては、河川法、道路法、道路交通法、建設工事公衆災害防止対策要綱、市街地土木公害防止対策要綱、労働安全衛生法等、関係諸法令、諸官庁の通達、工事施工に関する協定事項等を遵守し諸官庁への届出及び許可等の手続きは、速やかに行い監督員に報告すること。

第10条 試験及び調査（調査項目及び仕様）

1項 沿道調査

施工区域の地番及び建物の変異変形を測量、写真撮影により施工前、施工中、施工後及び必要に応じて随時行わなければならない。

2項 騒音、振動調査

騒音、振動調査については監督員と協議し、必要な場合は、調査を行わなければ

ならない。

3 項 地下埋設物の調査及び保安

施工前には、地下埋設物の試掘調査を十分行い、当該埋設物の管理者の立会の上、その位置を確認しなければならない。また、埋設物の存在が確認された場合は、その防護措置を十分に行い、緊急時の対応措置、連絡方法について管理者と協議し、これを厳守しなければならない。

4 項 マンホール設置について

マンホール設置について、施工前には、予め打ってあるピンを確認の上、掘削により取れてしまうのでオフセットを2箇所以上取ること。又、取れてしまったピンについては、監督員立会の上設置すること。

5 項 その他

規格、仕様書に規定されている試験または必要と認められる試験は、監督員の指示により受注者の負担で実施しなければならない。

第11条 仮設工

下水道工事において、仮設土留工を設置する場合は以下の点に注意し施行すること。

- ① 受注者は、建込簡易土留の施工は、建込土留材の設置部を先掘しながら所定の深さに設置しなければならない。
- ② 受注者は、建込簡易土留の施工中、土留背面の土砂の移動防止のため土留材と背面土壁に空間が生じないように切梁による調整、または砂詰等の処理をしながら、たて込を行わなければならない。
- ③ 受注者は、建込簡易土留のたて込はバックホウを機材の吊込み等に使用してよいが、労働安全衛生規則第164条第2項によるものでなければならない。
- ④ 受注者は、建込簡易土留機材の引き抜きは、トラッククレーン等（門型クレーンも含む。）で施工しなければならない。
- ⑤ 受注者は、バックホウによる吊り込みを建て込み以外の他の工種に使用してはならない。なお、バックホウに取付けた金具等は建て込み終了後取外し、現場代理人又は管理技術者（又は主任技術者）が確認しなければならない。ただし、バックホウにクレーン設備のあるものはこの限りでない。
- ⑥ 受注者は、機材の引き抜きは締固め厚さごとに引き抜き、パネル部分の埋戻しと締固めを十分行い、監督員の検査を受けるか又は写真確認が出来るよう管理しなければならない。
- ⑦ 受注者は、建て込み作業中バックホウの打撃による、たて込み作業は行ってはならない。

(工事用仮設)

工事用の仮設に必要な借地等については、受注者の責任（負担）により確保すること。

第12条 過積載による違反運行の防止

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- ① 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ② さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ③ 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- ④ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- ⑤ 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ⑥ 以上につき下請業者にも十分指導すること。

第13条 交通誘導

本工事の施工に際しては、「道路工事交通保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。また、交通誘導員は次のとおり実施するものとし、施工に先立ち作成する施工計画書に本工事の内容に応じた、交通規制図、当初配置人数計画を作成し添付すること。

① 交通誘導の時間帯

8：30～17：00 実働9時間（交代要員有り）

- ② 交通誘導期間 現道上で土工、管渠工（開削）、地下水位低下工、試掘工、舗装工を施工する期間で概ね15日であり、3人配置（うち、交代要員1名）とする。

また、現道上で立坑工、仮設備工、薬液注入工、人孔工、推進工、埋戻工、舗装工を施工する期間で概ね18日間であり、3人配置（うち、交代要員1名）とする。

なお、施工条件に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

受注者は、必要に応じ所轄警察署と協議をし、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工するものとする。また、道路使用許可が必要な場合は、事前に監督員に道路使用協議書の作成を依頼し、完成書類に許可証の写しを提出すること。なお、標準図により難しい場合は、別途協議すること。

- ③ 掘削発生土運搬に際し、粉塵等により現道等を汚染する場合は、速やかに清掃を行うこと。

第14条 安全・訓練等の実施

本工事箇所において歩行者及び車両等が進入しないようバリケード・保安灯・歩行者通路を設置し、工事車両の出入りの際には、誘導員を設置し事故が発生しないよう注意すること。

- ① 工事期間中（工事休止命令が実施された場合も含む）は、夜間における安全確保のため保安員を巡回させ、道路灯、誘導灯、バリケード等保安設備の保安点検を作業開始と作業終了時に必ず行うものとする。

運搬路等については、粉じんにより公衆に迷惑を及ぼすことのないよう散水防塵を必要に応じて実施するものとする。なお、実施期間は別途工期内とする。

- ② 本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により、月当たり半日（4時間）以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
2. 本工事の内容等の周知徹底
3. 本工事安全施工技術指針等の周知徹底
4. 本工事における災害対策訓練
5. 本工事で予想される事故対策
6. その他、安全教育・教訓として必要な事項

- ③ 施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し添付すること。

安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事報告（工事月報）に記録し工事完成時に書類と共に報告するものとする。なお、工事期間中であっても監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、速やかに中間報告するものとする。

労働安全衛生規則により、労働基準監督署に届けの必要がある場合はその写しを施工計画書に添付すること。

第15条 再生資材の利用

受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシャラン	R C - 4 0	路盤・基礎工
再生密粒度アスコン		表層工

第16条 建設発生土の搬出

建設工事の施工における建設発生土は、建設副産物処理基準〔４〕設計・積算・施工の３．建設発生土による次のものとし、施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた、処分先の経路図を作成し添付すること。

① 指定処分Ｂ

搬出先については、運搬距離 8 kmの運搬費を設計に計上し、受注者は原則としてその範囲内において搬出先を選定し搬出するものとする。

受注者は、搬出先について発注者の承諾を得ることとし、運搬距離は、実際の運搬距離に応じて変更するが、運搬距離 8 km以上の場合、請負者はその理由を明確にすること。

又、搬入場所での敷き均し等の費用が必要な場合は設計に計上できるものとする。

② 情報提供

受注者は、**1 0 0 m³**（地山量）以上の建設発生土を当該工事現場の市町村から、他の市町村へ搬出する場合、特記仕様書に基づき搬出先市町村へ建設発生土に関する情報を別紙 1・2 により提供（郵送・F A X）するとともに、その写しを発注者に提出しなければならない。

又、搬出先市町村担当窓口については、監督員に問い合わせること。

第 1 7 条 建設副産物の適正処理

本工事の施工により発生した場合の建設副産物は、廃棄物処理法に基づき当該産業廃棄物の処分業の許可を得ている再生資源化施設で適正に処分するものとし、施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた、処分先の経路図を作成し添付すること。

1) 建設廃材の種類 アスファルト・コンクリート

2) 処 理 方 法 中間処理許可業者への委託処理

3) 運 搬 距 離 3. 5 k m以下

4) 小 割 り 寸 法 縦横の平均寸法 4 0 ～ 6 0 c m

5) そ の 他 ア 中間処理許可業者に委託する段階で、泥・ゴミ・木片・金属類等を混入させないこと。

イ 中間処理許可工場に持込み後、速やかに建設廃材の処理状況を（様式 1）に記入し、工事関係書類に添付すること。

ウ 受入数量及び、中間処理業者の明記された受領書を委託時に受け取り、工事関係書類に添付すること。

エ 地中部の構造物について設計図書と異なる場合は、監督員と協議すること。

6) この特記仕様書によりがたい場合は、監督員と協議すること。

第18条 舗装版切断時に発生する濁水処理

舗装版切断時に発生する濁水は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、原則として、収集し処分業の許可を取得している中間処理施設等へ運搬し処分するものとする。また、産業廃棄物管理表（マニフェスト）により適正に処理し、建設廃材の処理状況を第18条 再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書に基づき提出すること。

現場条件等により濁水の収集が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

第19条 再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出

本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、受注者は国土交通省のホームページから「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）（EXCEL 様式）」の最新バージョンをダウンロードし、作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出し、1部（紙）を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。（クレダスを使用した様式での提出は不可）

工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出し、1部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データを電子媒体（CD、DVD等）により監督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。

※入力時の最新版を国土交通省のホームページからダウンロードして入手すること

(URL)https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

この特記事項は、『土木工事共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 1-1-1-18 建設副産物 第5項及び第6項』、『建設副産物処理基準 [5]再生資源利用促進（計画・実施）書の提出』、および『再生資源利用基準 [7]再生資源利用（計画・実施）書の提出』に代わるものとする。

第20条 建設リサイクル法対象建設工事の届出に係る事項の説明等

本工事は建設リサイクル法の対象工事であり、受注者は建設リサイクル法第12条に基づき、落札配付される書面により契約事務担当者に、契約前に説明を行うこととする。

第21条 搬入土

購入土は、十分な締固めが得られるものでなければならない。路体として埋戻す場合、修正

C B R 2 0 以上かつ最大粒径 1 0 0 m m 以下かつ P I 6 以下の材料とする。この際に上記の条件をクリアしてある根拠を協議書に添えて監督員に提出するものとする。

第 2 2 条 埋戻時の管理

受注者は、埋め戻しに際し以下の点に注意し施工すること。

- ・ 含水比等の土質の性状には細心の注意を払うこと。
- ・ 埋戻し材が発生土の場合は、設計段階での試験結果を基に所定の締固め度となるよう埋戻さなくてはならない。
- ・ 購入材で出荷時の証明がある場合は、試験成績結果により締固め度を判断し埋戻しをすること。
- ・ 埋戻の方法は「下水道土木工事共通仕様書（案）」によるものとし、埋戻後、所定の埋戻が行われているか 500 m^2 に 1 箇所（各締固め層最低 1 箇所）試験すること。
- ・ 国、県道の場合は、修正 C B R 2 0 % 以上であることを締固度等により確認しなくてはならない。また、埋戻し段階で最低 1 回の監督員の立会のもと試験を行わなくてはならない。（埋戻し材料によって修正 C B R 値が変わるため、最大乾燥密度での管理は行わないが、使用材料による締固め後 2 0 % 以上が確認できればよい。）
- ・ 市町村道の場合は、監督員と協議し、修正 C B R 値、締固め度について協議後、所定の締固めとなるよう、国、県道と同様な管理を行うこと。
- ・ 埋戻材については、設計図書に記された材料を使用するものとし、施工にあたっては事前に監督員の指示を受けること。

第 2 3 条 小口径マンホールの構造

小口径マンホールの受枠の下に台座を設けることとする。詳細については(別紙 3)を参照すること。

第 2 4 条 書類の提出

受注者は、最新版の建設工事必携[1 9 . 参考資料]を参照し、適切な提出時期に「 1 8 . 提出・提示書類様式集」による様式で書類を提出すること。

特に工事着工前に、受注後速やかに現地を再確認し工事に即した施工計画書を提出し監督員の承諾を得ること。

本工事に関する提出物及び、協議・承諾は、すべて工事打合簿（様式－ 1 ）に添付しその都度提出すること。

特に設計変更に係わる事項については、工事打合簿による提出がない場合は原則として変更契約は行わない。

第25条 排出ガス対策型機械の取り扱い

本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省径機発第249号 最終改正平成9年10月3日 付建設省径機発第126号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、又は平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械（黒煙浄化装置付）を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議の上設計変更するものとする。

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮式（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械の内ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）・ローラ	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

別表 1

機 種	備 考
バ ッ ク ホ ウ	トンネル工事用建設機械：ディーゼルエンジン出力30～260kw (40.8～353ps)
	一般建設機械：ディーゼルエンジン出力7.5～260kw (10.2～353ps)
トラクタショベル	トンネル工事用建設機械：ディーゼルエンジン出力30～260kw (40.8～353ps)
	一般建設機械：ディーゼルエンジン出力7.5～260kw (10.2～353ps) 車輪式
大 型 ブ レ ー カ	トンネル工事用建設機械：ディーゼルエンジン出力30～260kw (40.8～353ps)
コンクリート吹付機	同 上
ドリルジャンボ	同 上
ダンプトラック	同 上
トラックミキサ	同 上
ブルドーザ	一般建設機械：ディーゼルエンジン出力7.5～260kw (10.2～353ps)
発動発電機	一般建設機械：ディーゼルエンジン出力7.5～260kw (10.2～353ps) 可搬式（溶接兼用機を含む）
空気圧縮機	一般建設機械：ディーゼルエンジン出力7.5～260kw (10.2～353ps) 可搬式
油圧ユニット	一般建設機械：ディーゼルエンジン出力7.5～260kw (10.2～353ps) 基礎工事用機械で独立したもの
ローラ	一般建設機械：ディーゼルエンジン出力7.5～260kw (10.2～353ps) ロードローラ タイヤローラ、振動ローラ

ホイールクレーン	一般建設機械：ディーゼルエンジン出力7.5～260kw (10.2～353ps) ラフテレーン クレーン
----------	---

別表 2

対象物質（単位） 出力区分	H C (g/kwh)	N O x (g/kwh)	C O (g/kwh)	黒 煙 (%)
7.5～15kw未満	2.4	12.4	5.7	50
15～30kw未満	1.9	10.5	5.7	50
30～272kw以下	1.3	9.2	5.0	50
測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」による。				

第26条 低騒音型建設機械の使用

本工事において、「建設工事に伴う騒音対策技術指針」（S 5 1.3.2 建設省経機発第. 5 4 号、建設大臣官房技術参事官から各地方建設局長あて最終改正 S 6 2.3.3 0 建設省経機発第 5 8 号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図る場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（H 9.7.3 1 建設省告示第1 5 3 6 号 最終改訂 H 1 2.1 2.2 2 建設省告示第2 4 3 8 号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第27条 工事实績の登録

受注者は、工事实績情報サービス（CORINS）入力システム（（財）日本建設情報総合センター。平成7年3月）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督員に提出、承諾を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに電子メールにより提出するとともに、「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。提出の期限は以下のとおりとする。

- （1）受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- （2）完成時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- （3）なお、業務履行中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

第28条 現場作業完了の厳守

現場作業は工期の2週間前までには必ず完了すること。

第29条 暴力団等排除措置について

受注者は、暴力団等から不当要求及び工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

第30条 下請施工体系図の作成及び提出

「山梨県暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受注者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、末端の下請負者まで反映させた、「下請負施工体系図」を作成し、遺漏・誤診が無いよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく監督員へ提出するものとする。

また、提出した「下請施工体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出するものとする。

なお、提出は打ち合わせ簿によるものとする

第31条 検査基準

本工事の検査基準は、建設工事必携下水道編の規格値を基に検査するが、基準高に関しては0mmから+5mmとする。またこれ以外の検査基準に関しては、工事検査監と工事監督員が協議して定めるものとする。

第32条 検査項目

本工事の検査項目に関しては、工事検査監と工事監督員が協議して定めるものとする。

第33条 瑕疵

施工後の道路沈下等について、瑕疵期間については自ら道路パトロール等を行い、速やかに復旧を行うこと。

第34条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付すよう努めなければならない。

第35条 他工事との調整

本工事範囲にて、南アルプス市発注済みの造成工事、また今後予定される各種工事もあるため、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

また施工場所周辺においても、多くの工事が密集しているため、周辺工事の施工業者とも連絡を取り合って、安全な工事施工および周辺環境への配慮を行って進めること。状況によっては下今諏訪A工業団地工事安全協議会や工程会議等を設けるものとする。

第36条 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づ

き、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

第37条 その他

この特記仕様書に記載無き事項及び疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

(別紙1)

建設発生土搬出のお知らせ

令和 年 月 日

殿

会 社 名：

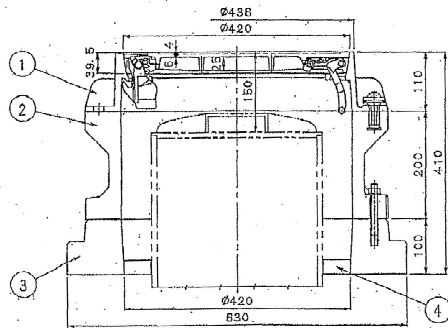
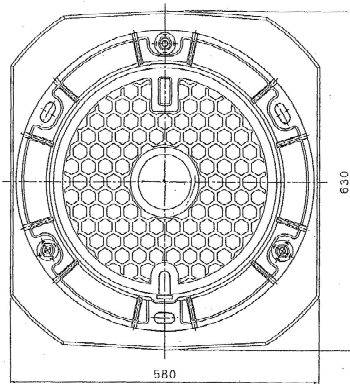
現場代理人名：

下記のとおり、貴区市町村内への受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工 事 件 名			
工 事 場 所			
工 事 概 要			
工 事 発 注 機 関 名			
工事監督員又は担当者名			
連絡先機関・電話番号			TEL
工 事 受 注 業 者 名			
担当者名・電話番号	氏名：	TEL	
建設発生土の運搬業者			
建設発生土の受入先名等			
住 所			
建設発生土の運搬経路	(別添図面のとおり)		
建設発生土の搬出時期	令和 年 月 日～令和 年 月 日		
建設発生土の土質・土量	土質：	搬出量：	m ³

区 市 町 村 名	連絡担当課名	電話番号	FAX 番号	備 考
甲 府 市	環境部 環境保全課	055-241-4312	055-241-6190	
南アルプス市	建設部 道路整備課	055-282-6368	055-282-6319	
甲 斐 市	建設産業部 建設課	055-278-1668	055-276-7214	
中 央 市	建設課	055-274-8553	055-274-1130	
昭 和 町	環境経済課	055-275-8355	055-275-5250	
韮 崎 市	建設課	0551-22-1111	0551-23-1215	
北 杜 市	生活環境部 環境課	0551-42-1111	0551-42-1122	
甲 州 市	環境政策課	0553-32-2111	0553-32-1818	
山 梨 市	建設課	0553-22-1111	0553-23-2800	
笛 吹 市	建設部 まちづくり整備課	055-261-3334	055-261-3335	
市 川 三 郷 町	まちづくり推進課	055-272-1136	055-272-5601	
富 士 川 町	土木整備課	0556-22-7203	0556-22-5290	
早 川 町	振興課	0556-45-2517	0556-45-2523	
身 延 町	建設課	0556-42-2111	0556-42-2127	
南 部 町	建設課	0556-66-3408	0556-66-3413	
富 士 吉 田 市	道路公園課	0555-22-1111	0555-22-6203	
都 留 市	建設課 都市計画担当	0554-43-1111	0554-43-5049	
道 志 村	産業振興課	0554-52-2114	0554-52-2574	
西 桂 町	建設水道課 建設係	0555-25-2121	0555-20-2015	
忍 野 村	建設課	0555-84-3111	0555-84-3717	
山 中 湖 村	生活産業課	0555-62-9975	0555-62-0827	
富士河口湖町	都市整備課 建設係	0555-72-1179	0555-72-6038	
鳴 沢 村	振興課	0555-85-3083	0555-85-3018	
大 月 市	市民課 生活環境担当	0554-23-8023	0554-23-1216	
上 野 原 市	生活環境課	0554-62-3114	0554-30-2041	
小 菅 村	源流振興課	0428-87-0111	0428-87-0933	
丹 波 山 村	振興課	0428-88-0211	0428-88-0207	

(別紙3) 小口径マンホールの構造



4	ワリツグプレート	炭素PE	1	
3	NDVB-43-100S	コンクリート	1	
2	NDVB-43-100AA	マン ホール	1	
1	WA-42P-11L	F.C.D.	1	
品番	名 称	材 質	個数	備 考
設 計	関	審	尺 寸	年月日
型式	WA-42P-11L F3P			
品名	小口保マンホール保護蓋Y-14			
日之出水道機器株式会社				

01P05150-A-00